

# 公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

鳥取県公安委員会委員長 井手添正

## 鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の規定による医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

受診命令の対象	医師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(医師の指定等の告示)

第2条 公安委員会は、医師の指定をし、又は取り消したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。